

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

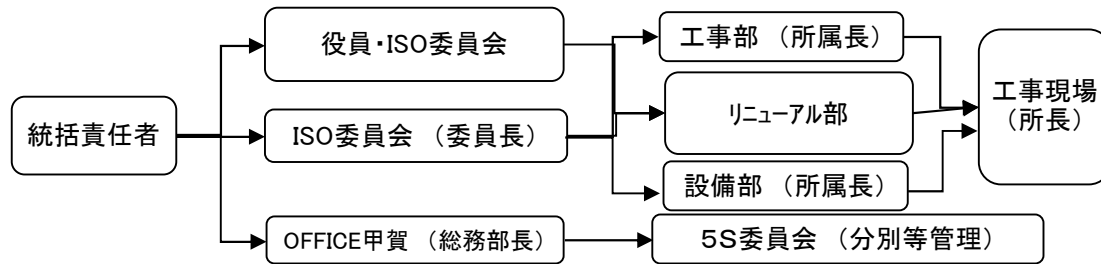
産業廃棄物処理計画書		2024年6月21日
滋賀県 知事 殿		
提出者 三 陽 建 設 株 式 会 社 住 所 滋賀県甲賀市甲賀町田堵野890番地の1 氏 名 三陽建設株式会社 代表取締役 阪本 仁彦 電話番号 0748-88-3220		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	三 陽 建 設 株 式 会 社	
事業場の所在地	滋賀県甲賀市甲賀町田堵野890番地の1	
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	060 総合工事業	
②事業の規模	元請完成工事高(2023年度) ￥ 6,691,945,744-	
③従業員数	70 名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生場所(各工事現場) 運搬の方法ー産業廃棄物収集運搬許可業者との委託契約により運搬 処理の方法ー産業廃棄物処理許可業者との委託契約により処理 最終処分については、紙マニフェスト、又は電子マニフェストで確認	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	4, 208. 01 t	—
	（これまでに実施した取組） 環境パトロールによる、減量、分別のチェック及び推進。 ISO14001、取得による社員教育の実施。 再生製品の使用の推進。		
②計画	【目標】 2024年度		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	3, 997. 61 t	—
	（今後実施する予定の取組） 現場納入資材の簡易梱包、及び梱包材の持ち帰りの啓蒙。 工事現場での、減量、分別の推進と環境パトロール。 不要な資材の購入を行わない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場サイドで、できる限り混合せず分別処分をしている。各業者周知徹底している。 また、産廃自体を減らす取組をしている。（再生資源の利用、梱包材の少量化）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場における分別処分の周知徹底。減量を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	各種	—
	全処理委託量	4,208.01 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	835.56 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	931.36 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	—
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	各種	—
	全処理委託量	3, 997. 61 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	—
	再生利用業者への 処理委託量	3, 997. 61 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	—
	(今後実施する予定の取組)		
	再生利用業者への委託を再度周知徹底する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2023年度(2023_4_1 ~ 2024_3_31)		
産業廃棄物の種類	(t)	2024年度 5% 削減目標
コンクリートがら	411.44	390.87
アスコンがら	266.40	253.08
アスファルト・コンクリート破片		
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1,565.24	1,486.98
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,437.76	1,365.87
廃プラスチック類	31.12	29.56
金属くず	1.13	1.07
建設混合廃棄物	303.76	288.57
汚泥(泥状のもの)	3.85	3.66
紙くず	0.30	0.29
木くず	53.33	50.66
繊維くず(天然繊維くず)	0.02	0.02
廃アルカリ		
管理型混合廃棄物	76.31	72.49
石綿含有産業廃棄物	27.58	26.20
安定型混合廃棄物	14.82	14.08
廃油	12.22	11.61
廃石綿等	2.73	2.59
合 計	4,208.01	3,997.61